

○狭山市生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱

平成6年9月7日

告示第115号

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみを処理する機器（以下「生ごみ処理機器」という。）を設置した者に対し、補助金を交付することにより、生ごみの自家処理を促進し、もってごみの減量及びたい肥化による資源の有効利用を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成10年告示40号〕)

(規則の適用等)

第2条 前条の補助金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和57年規則第40号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「生ごみ処理機器」とは、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機をいう。

2 この要綱において「生ごみ処理容器」とは、地上又は地中に設置して生ごみを減量し、又はたい肥にする容器をいう。

3 この要綱において「生ごみ処理機」とは、電気を用いて生ごみを減量し、又はたい肥にする機械（生ごみを破砕処理し、その処理水を下水道管等に排除するものを除く。）をいう。

(追加〔平成10年告示40号〕、一部改正〔平成12年告示46号〕)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、狭山市税条例（昭和30年条例第11号）第3条に規定する市税及び狭山市国民健康保険税条例（昭和29年条例第33号）第1条に規定する国民健康保険税の滞納がないものとする。

(一部改正〔平成10年告示40号〕)

(生ごみ処理機器の基準)

第5条 補助金の交付の対象となる生ごみ処理機器は、次に掲げる基準に適合しているもので、市長が認めたものとする。

(1) 生ごみ処理容器の基準は、次のとおりとする。

ア有効容量が10リットル以上のもの

イ材質が耐水性及び耐久性を備えたもの

ウ臭気等の発散及び雨水等の流入を防止するためのふたを備えたもの

(2) 生ごみ処理機の基準は、次のとおりとする。

ア前号イ及びウに該当するもの

イ販売店等から購入し、又は借りし、又は借りたもので、補助対象者の宅地内に設置したもの

(全部改正〔平成10年告示40号〕、一部改正〔平成11年告示92号・14年55号〕)

(補助金の額)

第6条 生ごみ処理容器の補助金の額及び補助の範囲は、次のとおりとする。

(1) 補助金の額は、容器1台につき、その購入金額に5分の3を乗じて得た額(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とし、4,000円を限度とする。

(2) 補助の範囲は、1世帯につき2台までとする。

2 生ごみ処理機の補助金の額及び補助の範囲は、次のとおりとする。

(1) 購入の場合の補助金額は、購入金額に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とし、1万円を限度とする。

(2) 借りの場合の補助金額は、年度中の借料の合計額に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とし、5,000円を限度とする。ただし、翌年度以降においても補助金の請求があったときは、年度ごとの補助金を累計して1万円を限度とする。

(3) 補助の範囲は、1世帯につき1台とする。

(追加〔平成10年告示40号〕、一部改正〔平成12年告示46号・18年66号・29年68号〕)

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、狭山市生ごみ処理機器設置費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 自治会等(市長と協議したものに限る。)を通じて生ごみ処理容器を購入する申請者は、前項に規定する申請の際、狭山市生ごみ処理容器設置費補助金の受領に係

る委任状を提出しなければならない。

(一部改正〔平成10年告示40号・17年130号〕)

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、狭山市生ごみ処理機器設置費補助金交付決定(却下)通知書により申請者に通知するものとする。

(追加〔平成10年告示40号〕)

(生ごみ処理容器の補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により生ごみ処理容器の補助金の交付決定をした申請者が生ごみ処理容器を購入したことを確認したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(全部改正〔平成11年告示236号〕)

(生ごみ処理機の補助金の交付)

第10条 第8条の規定により生ごみ処理機の補助金の交付決定通知を受けた申請者は、生ごみ処理機を購入し、又は借りし、又は借りしたときは、狭山市生ごみ処理機器設置費補助金交付請求書により補助金を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、購入又は借りの実績を調査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(全部改正〔平成11年告示236号〕)

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 生ごみ処理機器を申請者の家庭から出る生ごみの処理以外の用途に使用し、又は譲渡していることが判明したとき。

(3) その他不適当と認められる事実があったとき。

(一部改正〔平成10年告示40号〕)

(維持管理)

第12条 申請者は、補助金の交付を受けて設置した生ごみ処理機器を、常に良好な状態で維持管理するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成10年告示40号〕)

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成10年告示40号〕)

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成6年4月1日以後の交付申請から適用する。
- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成9年告示33号・14年55号・17年58号・20年49号・23年54号・26年60号・29年68号・令和2年55号・5年71号〕)

附 則 (平成8年3月25日告示第39号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日告示第33号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日告示第40号)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月23日告示第92号)

この告示は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月27日告示第236号)

- 1 この告示は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条及び第10条の規定は、この告示の施行の日以後にされた補助金の交付申請について適用し、同日前にされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月24日告示第46号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日告示第55号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日告示第58号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月24日告示第130号）

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日告示第66号）

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の規定は、この告示の施行の日以後にされた補助金の交付申請について適用し、同日前にされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月18日告示第49号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月8日告示第54号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日告示第60号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第68号）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第6条第1項第1号の規定は、この告示の施行の日以後にされた補助金の交付申請について適用し、同日前にされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月5日告示第55号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日告示第71号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第81号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。